

閱覽用

令和3年2月19日

第2回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第2回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年2月19日(金) 午後2時00分から午後3時00分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員(19名)

1番 野地 太郎	2番 野地 さよ子	3番 武藤 善朗
4番 佐藤 勝則	5番 松本 太	6番 齋藤 弘美
7番 根本 信康	8番 安齋 喜八	9番 武藤 一夫
10番 馬場 利正	11番 武藤 栄利	12番 中山 博之
13番 安齋 栄	14番 菅野 一紀	15番 佐藤 孝志
16番 三浦 喜周	17番 佐藤 信喜智	18番 菅野 保治
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員(19名)

20番 佐藤 一男	21番 佐久間 敏	22番 武藤 健之
23番 平 義一	24番 堀川 英二	25番 菅野 正寿
26番 安齋 浩一	27番 遊佐 幸吉	28番 石川 重彦
29番 遠藤 伝栄	30番 佐藤 孝	31番 大内 信一
32番 佐藤 美由紀	33番 泉 佳男	34番 松本 正典
35番 遊佐 一夫	36番 渡邊 久	37番 大石 忠雄
38番 伊藤 金志		

4 欠席委員

なし

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第8号 現況確認証明申請について

第4 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

第8 議案第13号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦一弘 農地係長 野地 通 農地係 遊佐真理

農地係 長谷川拓也

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和3年第2回二本松市農業委員会を開

会します。

(宣告 午後2時01分)

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中、19名、推進委員19名中、19名で定数に達しておりますので、本総会は成立しております。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長 それでは、9番武藤一夫委員、10番馬場利正委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第3、議案第8号「現況確認証明申

請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案説明の前に、皆様に配付いたしました「議案正誤表」をご覧ください。

議案書2ページ、目次部分に誤りがありましたので、お詫び申し上げ訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

事務局 それでは議案書3ページをご覧ください。

議案第8号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和3年2月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・山林、面積1,289平方メートル、非農地の事由・山菜を栽培、出荷していましたが、震災により出荷停止になり、それ以降耕作しない状態が続いたため荒廃化したものであります。

番号2、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・原野、面積323平方メートル、非農地の事由・平成22年頃から耕作していない状態が続いており荒廃化したものであります。

番号3、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・原野、面積232平方メートル、非農地の事由・20年以上耕作していない状

態が続いており荒廃化したものであります。

番号4、農地の所在・[REDACTED]、登記地目・畑、現況地目・原野、面積1,572平方メートル、非農地の事由・平成5年頃に養蚕をやめ、そこから25年以上耕作しておらず荒廃化したものであります。

番号5、農地の所在・[REDACTED]ほか2筆、登記地目・田および畑、現況地目・原野、面積3,458平方メートル、非農地の事由・昭和60年頃から耕作しておらず荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

14番（菅野一紀）委員 14番、菅野です。議案第8号、現況確認証明申請について、番号1について調査内容を報告します。

2月2日午前10時15分、事務局から遊佐主任主査、増田主任主事、推進委員の大石忠雄さん、同じく遊佐幸吉さんの5名にて現地調査を行いました。該当農地は傾斜地を段々畑のような形にして、震災前までは山菜などを栽培されていたが、震災後出荷できないということで、それから手つかずで山林化しており農地への復元が難しいという状況であります。周辺同様に荒廃化しており、二本松市農業委員会非農地判定基準に合致すると思われるので、非農地判定やむなしと判断いたします。以上です。

5番（松本 太）委員 5番、松本です。議案8号番号2について調査内容をご報告いたします。

2月2日午前9時30分から、私と遊佐幸吉推進委員と事務局から増田さんと遊佐さんの合計4名で現地調査を行いました。内容は事務局のとおりです。現地は竹藪が生い茂り、農地への復旧はできない状況で、非農地判定やむなしと判断いたしましたので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

29番（遠藤伝栄）委員 29番、遠藤伝栄です。議案第8号番号3についてご報告いたします。

2月3日午前9時15分から事務局と佐藤信喜智委員、安齋喜八委員と私とで現地を確認いたしました。現地の内容につきましては、事務局説明のとおりでございまして非農地と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

8番（安齋喜八）委員 8番、安齋です。議案第8号4番について現地調査の内容を報告します。

去る2月3日、事務局と私と佐久間、武藤両推進委員5名で現地調査をさせていただきました。事務局説明のとおりで荒廃化しておりまして、非農地やむなしということでありまして、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

22番（武藤健之）委員 22番、武藤です。議案第8号番号5について現地確認のご報告をいたします。

2月3日午前11時より事務局より2名、推進委員3名の計5名で現地確認をいたしました。内容は事務局説明のとおりです。現地は荒廃化が激しく、申請どおり非農地やむなしと思います。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第8号、番号1から番号5について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第8号、番号1から番号5については、原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　次に、日程第4、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書5ページをご覧ください。

議案第9号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和3年2月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1から番号2につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

なお、登記簿の地目が農地以外の土地がありますが、農地に該当するかは登記簿の地目ではなく、その土地の現況によって判断するものであり、番号1および番号2の土地につきましては、1枚の田として耕作しているため、農地法第3条の許可申請があったものであります。

議案書6ページから7ページにかけてご覧願います。

番号3につきましては、貸付人が引き続き農業者年金を受給するため、借受人が農業経営を継承し、申請地に使用貸借権を設定するものであります。

議案書8ページをご覧願います。

番号4につきましては、借受人の経営規模拡大のため、貸付人は相手方の要望を受けて、申請地に使用貸借権を設定するものであります。

次に、番号5につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

議案書9ページから10ページにかけてご覧願います。

番号6につきましては、借受人の経営規模拡大のため、貸付人は相手方の要望を受けて、申請地に解除条件付貸借権を設定するものであります。

次に、番号7につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手

方の要望を受けて、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

次に、番号8から番号9につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

次に、番号10につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

26番（安齋浩一）委員 26番、安齋です。議案第9号番号1および番号2について調査内容をご報告いたします。

今月13日、譲渡人である[]さんおよび[]さん、譲受人の[]さんに電話にて確認をいたしまして、翌14日、齋藤弘美委員と共に現地を確認いたしました。調査の結果、きちんと耕作されており管理されていますので、事務局説明どおりで特に問題がないため許可相当と考えます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

34番（松本正典）委員 34番、松本正典でございます。議案第9号3番並びに4番について調査内容について説明をしたいと思います。

まず3番でございますが、譲渡人の[]さん、さらには譲受人の[]

■さんについては親子関係ということでございます。内容につきましては事務局説明のとおりでございます。2月14日午前8時30分より農業委員の佐藤勝則委員とともに息子さんの■さんと話をした結果、間違いがないということで、特に問題がなかったものですから許可相当と思われま

す。続きまして、4番でございますけれども、2月13日貸付人の■さん、さらには借受人の■さんに2月13日の夜7時頃に電話にて確認をしたところ、事務局説明のとおり特に問題がなかったということで許可相当と思われま

すので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

35番（遊佐一夫）委員 議案第9号5番の説明をいたします。

2月14日の1時頃かと思うんですが、現地にて確認しました。農業委員の安齋栄委員と借受人の■君と3人で説明を受けました。あと、■さんは電話にて確認をさせていただきました。調査の結果、何ら問題はないので皆さんのご審議をよろしく願

いします。

22番（武藤健之）委員 22番、武藤です。議案第9号番号6について調査結果を説明いたします。

2月15日の午前に申請人・■さん宅で聞き取り調査を行いました。■さんと■さんは親子であります。特に問題なく許可相当と思われま

す。皆様のご審議よろしく願

18番（菅野保治）委員 18番、菅野です。議案第9号農地法第3条の規定による許可申請について、番号7について調査内容を報告します。

2月14日午後2時より、佐藤推進委員と譲渡人の■■■■さんと旦那の■■■■さん、また、譲受人の■■■■さんと現地において話を伺いました。この畑は桑畑ということで、荒れ放題になっておったわけですが、畑に直すというようなことであり事務局説明とおりであります。私は許可相当と思いますが皆様方のご審議よろしく申し上げます。

番号8について、2月14日午後2時30分より、佐藤推進委員、また譲渡人・■■■■さん、譲受人の■■■■さんと現地において話を伺いました。この畑は、■■■■さんが借りていて作付けしておったというようなことで、一応その周りも■■■■さんの農地というようなことで、有償移転というようなことでやりますというようなことで、私は許可相当と思います。皆様方の判断よろしく申し上げます。以上です。

9番（武藤一夫）委員　　9番、武藤です。議案第9号、番号9番から10番まで説明いたします。

まず9番、2月14日午後1時30分から農地利用最適化推進委員の菅野正寿さんと譲渡人・■■■■さん、譲受人・■■■■さんの4人で現地を確認しました。内容は事務局の説明とおりでございます。我々、許可相当という判断をしてまいりましたが、皆様のご審議よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、10番についてご説明申し上げます。この件に関しましては、3条無償移転ということになっております。■■■■さん、この方はもともとこの現場に家を建てていたのですが、数十年前から東京の方に移転して、農地を管

理していなかったということでございます。譲受人の■■■■さんにおいては、その農地を長年受け継いで管理していたという経緯もあって、今回3条の無償移転ということになりました。■■■さんとは電話で確認し、■■■■さんとは農地利用最適化推進委員の菅野正寿さん、あと私と3人で現地を確認したということでございます。内容はそれぞれ事務局の説明のとおりで許可適当と考えます。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第9号、番号1から番号10について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第9号、番号1から番号10については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第10号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 13 ページをご覧ください。

議案第 10 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 4 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和 3 年 2 月 19 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号 1、事後申請となります。平成 18 年より利用していた駐車場・通路が
違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。
農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にあります
ので、第 3 種農地と判断されるものであります。

番号 2、既存宅地の接道が確保できないため、道路に接している申請地の転
用を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市
計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第 3 種農地と判断されるも
のであります。

番号 3、一時転用となります。法人経営の安定化、農業生産および再生可能
エネルギー生産の推進に寄与するため、申請地に営農型発電設備の設置を計画
します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域
の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内にある農地で
ありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的
に許可することができると判断されるものであります。

なお、この案件については平成 30 年 3 月 26 日に許可していた一時転用の

期間満了に伴い、引き続き申請地を利用するため、改めて転用の申請があったものです。

議案書14ページをご覧ください。

番号4、事後申請となります。平成9年より利用していた進入路・駐車場が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号5、事後申請となります。昭和53年より利用していた物置・進入路が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（松本 太）委員 5番、松本です。議案10号、番号1および番号2について調査内容をご報告いたします。

まず議案第10号、番号1について調査内容をご報告いたします。2月14日午前9時30分から、現地にて申請人の■■■■さんから私と遊佐幸吉推進委員で聞き取りを行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、顛末

書も出ており、やむを得ず許可すると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

続きまして、議案10号、番号2について調査内容をご報告いたします。2月17日、現地で私と遊佐幸吉推進委員で聞き取り調査を行いました。申請人の■■■■■さんは電話にて連絡しましたが、都合が悪く、行政書士の■■■■■さんから聞き取り調査を行いました。内容は事務局のとおりです。調査結果、特に問題がないため許可適当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

10番（馬場利正）委員 10番、馬場です。議案10号3番についての調査結果内容をご報告いたします。

2月13日7時より■■■■■さん、推進委員の伊藤金志さんと私で調査をいたしました。調査内容については事務局説明のとおりであります。これは、昨年10月の農地パトロールで見たところであり、太陽光発電の有効利用というかたちで、模範的な農地利用であると認識しております。皆様のご審議よろしくお願いたします。

15番（佐藤孝志）委員 15番、佐藤でございます。議案第10号番号4の案件について調査結果の報告をさせていただきます。

先ほど事務局が報告ありましたが、顛末書も出ております。それで2月11日に本人に都合を確認したところ、13日の午前10時ということだったので大内推進委員と私と■■■■■さんと3人で議案書の確認並びに現地確認をいたしま

した。まあ、やむを得ないのかなということでございます。皆様のご審議をよろしく願いをいたします。以上でございます。

17番（佐藤信喜智）委員　17番、佐藤です。議案第10号の5番について調査結果をご報告いたします。

2月14日午後1時30分に遠藤伝栄推進委員と2名で■■■■さんの説明を聞いてまいりました。これはお父さんの代に造った進入路で、■■■■さんが進入路の勾配が逆になって水が溜まるようになったので業者さんをお願いして、これは復活したというか、そういう内容でございます。それで進入路をいろいろ宅地の部分も出てきたのですが、宅地は大きな蚕小屋を建てて庇の分が畑にかかっていたみたいで、まあ顛末書も出ておりますのでやむを得ないと思いますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長（奥平貢市）会長　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第10号、番号1から番号5について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第10号、番号1から番号5については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書15ページをご覧ください。

議案第11号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和3年2月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、譲受人は集合住宅に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号2、借受人は集合住宅に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号3、借受人は実家に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地

区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

議案書16ページをご覧ください。

番号4、譲受人は集合住宅に住んでいますが、今後の生活設計を考え申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可できると判断されるものであります。

番号5、借受人は集合住宅に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当します。第2種農地と判断されるものであります。

番号6、譲受人は集合住宅に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は特定土地改良事業等を施行した農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可できると判断されるものであります。

番号7、事後申請となります。譲受人が空き家および土地一式を購入するにあたり、昭和53年以前より利用していた進入路が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請

地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号8、事業規模の拡大に伴い駐車場が不足するため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号9、一時転用となります。県発注の道路整備工事受注に伴い、現場事務所等が必要となったため計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

議案書18ページをご覧ください。

番号10、一時転用となります。県発注の河川災害復旧工事受注に伴い、工事用通路が必要となったため計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号11、安定した収入が得られ、耕作放棄地の有効活用が見込めることから申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

14番（菅野一紀）委員 14番、菅野です。議案第11号1番および2番について調査内容をご報告します。

2月13日午後2時より、推進委員の大石忠雄さんと共に譲渡人・XXXXXXXXXXさん、譲受人・XXXXXXXXXXさんから聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。現地は宅地化が進んでおり、両隣りは既に住宅が建っており、農地とは名ばかりのようなそんな場所です。生活排水は既存の排水路があり、特に問題がなく許可相当と考えます。皆様のご審議よろしく願います。

続けて、番号2について調査内容を報告します。2月13日午後1時30分より、推進委員の大石忠雄さんと共に貸付人・XXXXXXXXXXさん、借受人・XXXXXXXXXXさんの話を聞きました。2人は親子関係にて、聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。現地は実家のすぐ前にて、作業小屋を取り壊した跡地なんです。取り壊した場所が、変形、形が悪いということで、形を良くするために19平方メートルを加えて形をよくしたと思われま。周辺も宅地化が進んでおり、排水も既存の排水路があり、調査の結果、特に問題がなく許可相当と考えます。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

5番（松本 太）委員 5番、松本です。議案11号番号3について調査内容を報告いたします。

2月14日午前9時30分より現地にて貸付人の■■■■さんから、私と遊佐幸吉推進委員で聞き取り調査を行いました。借受人の■■■■さん、■■■■さんは■■■■さんと親子関係であり、内容に間違いないということでした。内容は事務局のとおりです。調査結果、許可適当と判断いたしましたので、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

4番（佐藤勝則）委員 4番、佐藤です。議案第11号の番号4につきまして調査内容をご報告いたします。

去る14日午前10時、私と松本推進委員並びに譲渡人の■■■■さん、譲受人の■■■■さん夫婦に立ち会いをいただきまして、現地確認並びに申請内容確認いたしましたところ間違いのないことでありまして、何ら問題なく許可適当と思われまますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

13番（安齋 栄）委員 13番、安齋です。議案第11号番号5、6、7について調査内容をご報告いたします。

まず番号5について、去る14日午後、遊佐一夫推進委員と共に現地にて貸付人の■■■■さんから聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明どおりです。借受人の■■■■さんは立ち会うということでしたが、前日の地震につき警察官だということで出張となりましたものですから、奥さんが確認ということで来てくれました。なお、2人は親子関係です。この案件は

昨年8月の委員会に農振除外申請があり、許可された経緯があります。特に問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしく申し上げます。

次に、番号6について、同じく14日午後、遊佐一夫推進委員と共に現地にて譲渡人の[]さんから聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明とおおりです。なお、譲受人の[]さんは当日都合が悪く、電話で申請に間違いがないことを確認いたしました。特に問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしく申し上げます。

番号7についてご報告します。先ほどの議案第9号5番と関連する案件で、15㎡ほど進入路として農地転用許可申請しないで使用していたということで、大変申し訳ありませんでしたと両名から顛末書も出ています。反省をしていますので、やむを得ず許可することとしたいと思います。皆様方のご審議よろしく申し上げます。以上です。

17番（佐藤信喜智）委員 佐藤です。

議案第11号の8番について調査結果を報告いたします。2月14日2時、遠藤伝栄推進委員と現地にて[]さん、あと[]さんの4名で現地を確認してまいりました。内容は事務局説明のとおりで何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

22番（武藤健之）委員 22番、武藤です。議案第11号9番、10番について調査内容をご報告いたします。

2月16日、貸付人の[]さんと借受人の[]株式会社の担当の[]

■さんに確認いたしました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題ないため許可適当と考えます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

続きまして、10番について報告いたします。2月16日貸付人の■さん、あとは■さん、また借受人の■さんと■さんに確認を取りました。内容は事務局説明とおりです。調査の結果、特に問題なく許可適当と考えます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

8番（安齋喜八）委員　それでは議案11号の11番について調査の内容を報告します。

去る2月14日、佐久間推進委員と9時30分に現地にて、貸付人・■さん、それから借受人の■の■さんと現地を確認しました。太陽光をやっても周りに影響ないということで、あとは事務局説明のとおりでございます。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長（奥平貢市）会長　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　それでは、無いようですので採決いたします。

議案第11号、番号1から番号11について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第11号、番号1から番号11については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第12号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書20ページをご覧ください。

議案第12号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和3年2月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、2月26日を予定しております。農地流動化の状況について、議案書29ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区28筆32, 310平方メートル、安達地区15筆18, 566平方メートル、東和地区9筆66, 453平方メートル、合計52筆117, 329平方メートルの計画内容でございます。なお、新規設定は議案書26ページの番号15番、番号16番の2件となります。その他の設定内容については、議案書記載のとおりであ

ります。

利用権設定の番号1から17の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第12号、番号1から番号17について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第12号、番号1から番号17については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第8、議案第13号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書30ページをご覧ください。

議案第13号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について意見を求める。

令和3年2月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の議案は農地中間管理機構である福島県農業振興公社と、番号1が■■■■との間で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により市で農用地利用配分計画案の作成を行い、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものであります。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第13号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第13号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和3年第2回二本松市農業委員会を閉会いたします。

(宣告 午後3時00分)

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和3年2月19日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 武藤 一夫

署 名 委 員 馬場 利正

